

令和2年度 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業訪問

11月の「過労死等防止啓発月間」に併せて、厚生労働省では同月を過重労働解消キャンペーン期間に設定し、「過重労働解消相談ダイヤルの実施」、「長時間労働が疑われる事業場に対する重点監督」、「過重労働解消のためのセミナー開催」などの取組を行っています。

こうした取組の一つとして、宮崎労働局では、平成28年度から、長時間労働の削減に積極的に取り組んでいる企業を局長が訪問し、事業主との面談や職場の巡回を通じて収集した取組事例を、県内企業の皆さんに紹介することとしています。

今年度は住友ゴム工業(株)宮崎工場（都城市）を訪問しました。同工場は、人材の確保や働く人のモチベーションの向上を図るため、働きやすい職場の実現を目指しています。

訪問日	令和2年11月10日
訪問者	宮崎労働局長 名田 裕
訪問企業名	住友ゴム工業株式会社宮崎工場
代表者	宮崎工場長 石田 博一
所在地	都城市都北町3番
事業内容	ゴム製品製造業（主製品：タイヤ）
労働者数	1,465人（2019年12月現在）

★ 適正な労働時間管理の取組

○システムによる労働時間等の把握

各労働者が「就業管理システム」に出勤・退勤時刻等を入力することにより勤務時間を把握している。

これとは別に、工場入口でカード入力による「入出門管理システム」により入出門時間（在場時間）も管理しており、勤務時間と在場時間が乖離していないか確認し、勤務時間の入力漏れやサービス残業が行われていないか等を監視している。

○長時間労働へのアラート

「就業管理システム」で管理している時間外労働の時間数が一定の数値に達すると、該当者の上司にアラートメールが自動配信される。

管理職は、部下の残業時間をWEB上でいつでも確認できる。

○残業の事前申請の徹底

残業をするには上司への事前申請が必要であり、上司の許可がなければ残業ができない。

★ 過重労働防止への取組

○人員補充、応援体制の仕組み

労使会議等を通じて、人員が不足している部署や困りごとがないか確認し、人員の補充（採用）や他部署からの応援体制の構築を図っている。

○業務効率化活動、ITの活用

各課に「業務効率：IT化推進責任者」を配置し、定例会議での意見交換等を経て実行・導入している。

また、今後、定型業務を自動化（PCで行う繰り返し業務を、専用のソフトに記憶させ、自動で行わせるもの）に取り組む。

★ 早帰り、休暇取得の取組

○早帰り意識向上

毎週水曜日をノー残業デーとしている。

○休暇取得促進

所定休日の前後に年次有給休暇を取得するなど、連続休暇を奨励してい

る。

○ミニリフレッシュ休暇制度

勤続5年ごとに連続3日の休暇を取得できる制度を設けている。

○育児休業制度

出生日から子が2歳に達する日まで取得が可能。

○子の看護休暇制度

中学校就学の始期に達するまで、子一人につき年5日まで取得が可能。

その他の「働き方改革」の実現に向けた取組

★トラック運転者（ドライバー）の待機時間削減活動の取組

宮崎工場では、資材受け入れトラックが1日約40台、出荷トラックが1日約50台やってきます。工場に入門した順番に積み込みしてもらえるため、朝早くから荷待ちするトラックが滞留し、ドライバーの拘束時間は長引き、周辺道路は混雑していました。

この問題を解決するため、宮崎工場は、2014年からドライバーの待機時間削減に取り組みました。

主な取組として、積み込み開始時刻の予約システムを導入し、運送業者は積み込み希望時刻を申請し、宮崎工場は配車時刻を回答することにしました。

この取組により、ドライバーは荷積みの順番取りのために朝早くから並ぶ必要はなくなり、周辺道路の混雑も解消しました。

★「ひなたの極」認証

「ひなたの極（きわみ）」とは、仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を「働きやすい職場『ひなたの極』』として、宮崎県知事が認証する制度です。

住友ゴム工業(株)宮崎工場は、令和2年3月に、県内で20番目の認証を受けています。

「就業管理システム」の説明を受けている名田局長



積み込み開始時刻の予約システムの説明を受けている名田局長



トラックの荷積みホーム前



令和2年度のベストプラクティス企業訪問を振り返って

住友ゴム工業(株)宮崎工場では、過重労働防止等に継続的に取り組まれており、令和元年の月間時間外労働が労働者一人平均20時間程度となっています。また、年次有給休暇の取得率は71.3%でした。

同工場では、前述の取組のほか、労働災害ゼロに向けた取組や社会貢献活動に積極的に取り組むことで、働きやすい職場、地域に誇れる職場を目指しているとのことでした。

また、ドライバーの拘束時間（積込み待ち、積込み、移動時間の合計）については、削減のための取組を始める前は平均5時間だったところ、現在では2時間以内となっています。

ドライバーは長時間労働になりがちな職種ですが、その抑制のためには荷主の協力が重要であると感じました。

このホームページをご覧いただいた企業の皆様、こうした取組事例を参考に、長時間労働の削減を目指して、できることから始めてみませんか。